

# 法令のデジタル原則への適合性確認 プロセス・体制の確立に向けて

令和4年5月13日

## デジタル庁

# 法令等のデジタル原則への適合性確認プロセス・体制の確立に向けて

デジタル原則の徹底のため、下記を自律的・効率的に実現するプロセス・体制を確立。

○**新規**法令の策定、法令改正、関連する通達等（法令策定等を伴わないものを含む）の策定に際しての**適合性確認**

○**既存**法令等について、新たなデジタル技術動向等を踏まえた**継続的な点検・見直し**

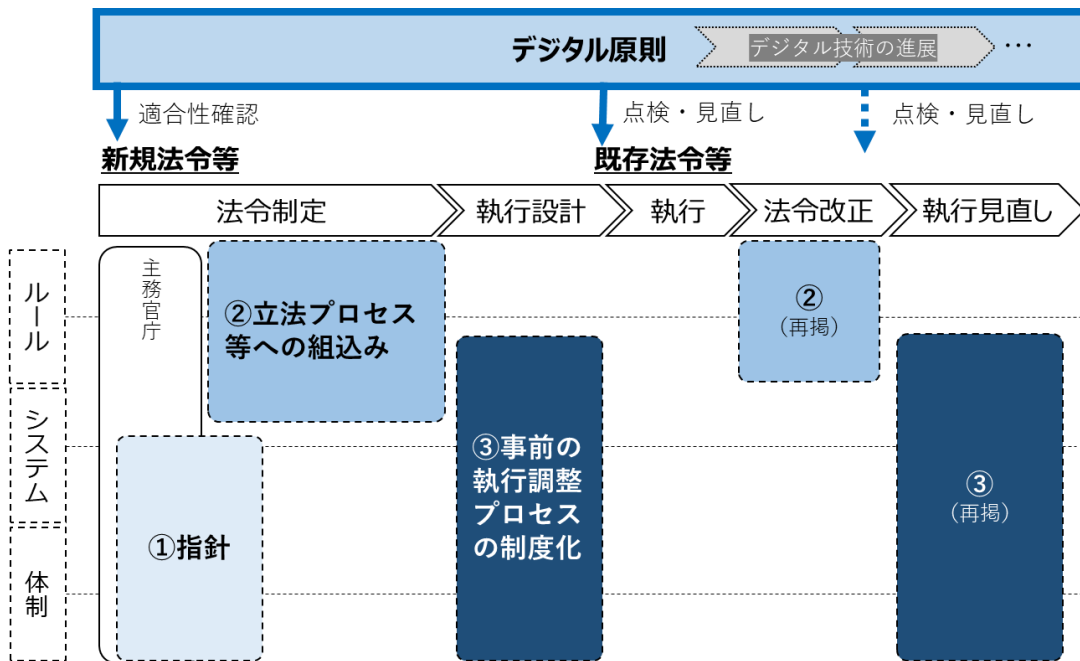
⇒令和6年常会提出法律案のうちから確認を試行的に先行して行うため、公の会議体を含めデジタル庁の体制整備を行うとともに、令和4年度内に取組の詳細を設計

## ①デジタル原則への適合性確認等のための具体的な「指針」

- ◆政策企画の早い段階から各府省が自律的に考慮できるよう、テクノロジーマップの整備等とともに、**デジタル庁が具体的な指針を提示**。
- ◆指針の策定／改定に際しては、**公の会議体で議論**（有識者の知見や国民の要望等を反映）が必要。

## ②立法プロセス等への組み込み

- ◆**新規法令等**
  - ・**法律案・政令**:**デジタル庁**が主体的に確認（内閣法制局予備審査前）。
  - ・**省令以下**:**各府省**が決定前（パブリックコメント前）に確認。
- ◆**既存法令等**
  - 技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ、**公の会議体による検討を経てデジタル庁が点検**
  - ◆**税関係法令等の取扱い、既存の取組との連携**について詳細設計に際し検討。



## ③関係府省との事前の執行調整プロセスの制度化

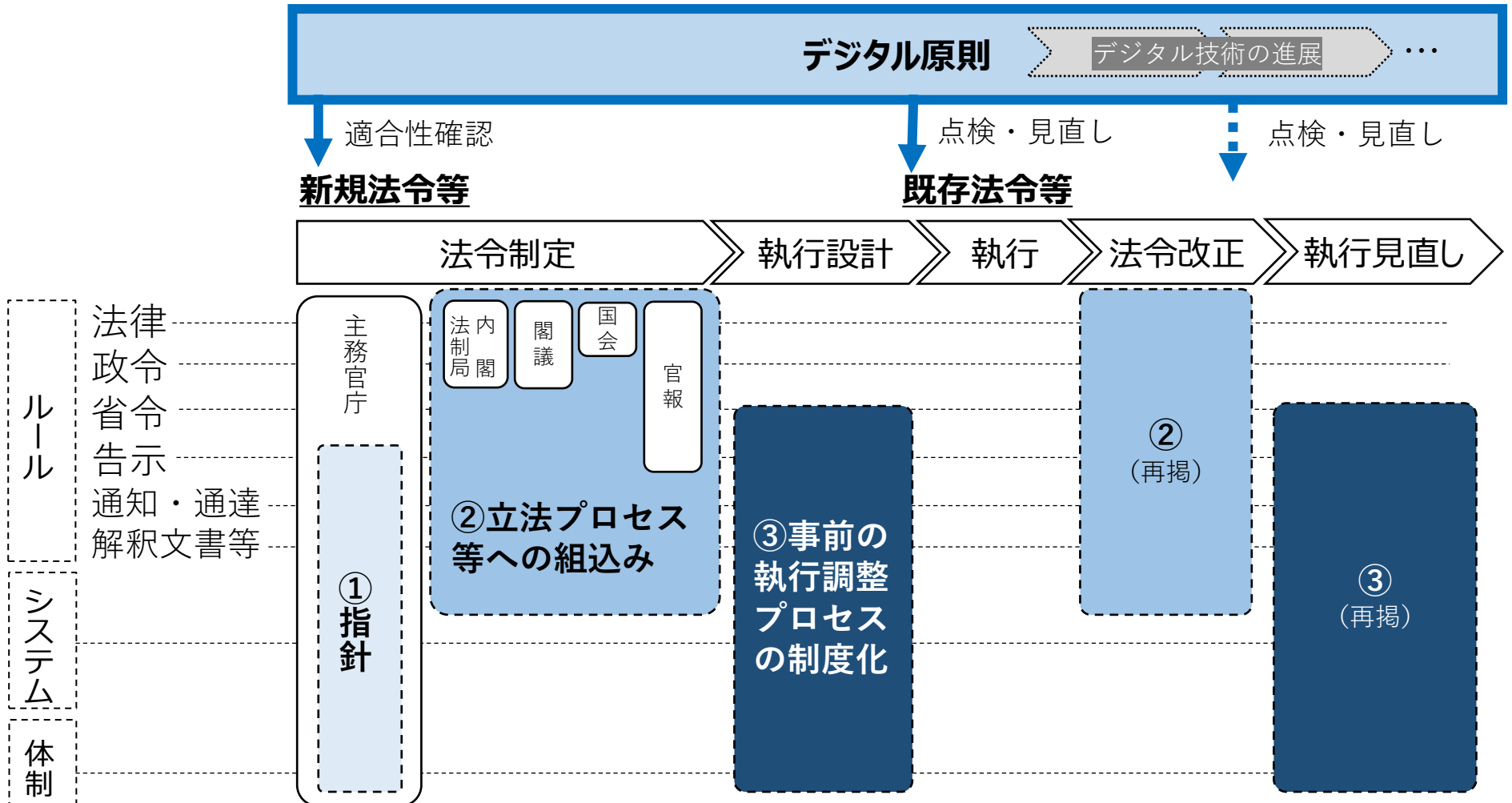
- ◆執行に向けたシステム、手続フロー、体制を事前にすりあわせるプロセスを設計・制度化するため、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」や「指針」においてプロセスを明確化

# 法令のデジタル原則への適合性確認プロセス・体制の確立に向けて

デジタル原則の徹底のためには、下記を自律的・効率的に実現する体制・プロセスが必要。

○**新規**法令の策定、法令改正、関連する通達等（法令策定等を伴わないものを含む）の策定に際しての**適合性確認**

○**既存**法令等について、新たなデジタル技術動向等を踏まえた**継続的な点検・見直し**



# 論点① デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針

今後もテクノロジーの進化等に応じて随時法令がアップデートされていくためには、「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」をデジタル庁にて策定し、事前に公表することで、各府省の自律性と予見可能性を担保することが必要ではないか。

- 各府省の政策担当者が最新のデジタル技術の活用動向等を把握することが必ずしも容易／効率的ではないことを踏まえると、デジタル社会の形成を任務とする恒常組織であるデジタル庁が、各府省が政策企画に際し参照しうる「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」を策定／改定することが最適。 ※「指針」は地方公共団体等の取組にも裨益
- 現在、作業部会において、
  - ・デジタル原則への適合性の点検・見直し作業の方針（類型化・フェーズ）
  - ・デジタル技術と規制見直し事項の対応についての整理を検討しているが、これらは「指針」の端緒と言えるもの。
- 「指針」は政策企画の指針であり、デジタル技術に係る有識者の知見や国民の要望などを踏まえる必要があることから、公の会議体（審議会等）での議論を経て策定／改定されることが望ましい。

## <検討の方向性>

- ◆ 政策企画の早い段階から各府省が自律的にデジタル原則への適合性を考慮できるよう、テクノロジーマップの整備等とともに、デジタル庁が具体的な「指針」を提示
- ◆ 指針の策定／改定に際しては、公の会議体で議論（有識者の知見や国民の要望等を反映）

## 論点②-1 立法プロセス等への組み込み（新規法令等）

新規法令等について、デジタル原則への適合性を確認するにあたり、こういった体制・プロセスが必要か。

- デジタル社会の形成を推進するデジタル庁か、個別政策の責任を担う各府省か
- 法令以外に、通達等まで対象とすべきか
- 立案過程のどのタイミング・時期で確認を行うべきか

- 実際の規制手段等が通達以下で規定されることもあることを踏まえると、デジタル原則への適合性確認は新規法令だけでなく通達等もその対象とすべきであるが、それぞれの制定権者、立案過程、時期等が異なることに留意が必要。
- 法律案及び政令については、閣議決定により定められることを踏まえ、デジタル庁が主体的に注力して確認することとし、省令以下については、デジタル庁が定める「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」（論点①参照）に基づき各府省が主体的に確認。
- 確認の実効性を確保するためには、政策企画の早期の段階から関与することが必要になるため、
  - ・ 法律案及び政令については、内閣法制局による予備審査前までにデジタル庁
  - ・ 省令以下については、決定前（パブリックコメント対象については実施前）までに官房部局がそれぞれ確認
- 税関係法令等の取扱い、既存の取組（規制の政策評価等）との連携について詳細設計に際し検討

< 検討の方向性 >

◆ 新規法令等

**法律案・政令**：デジタル庁が内閣法制局予備審査前に確認

**省令以下**：各府省が「指針」に基づき政策決定前（パブリックコメント実施前）に確認

◆ 税関係法令等の取扱い、既存の取組との連携について詳細設計に際し検討

## 論点②-2 立法プロセス等への組み込み（既存法令等）

既存法令等について、デジタル原則への適合性の点検・見直しを行うにあたり、どういった体制・プロセスが必要か。

○既存法令等の点検・見直しも、新規法令等と同様、法令だけではなく通達等もその対象とすべきであるが、新規法令等と異なり改めての点検・見直しであるため、既存法令等全てをデジタル技術の進展等を把握しているデジタル庁による点検・見直しの対象とすることが適当

※通達等は公表等により把握可能な状態に置かれていることが必要

○点検・見直しの端緒としては以下を想定も必要に応じ見直しを実施

（1）デジタル技術の進展

・「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」の改定に併せて実施

（2）国民等の要望

・国民や経済界等の政策のユーザーからの要望を受けて実施

（3）執行状況の把握

・各府省による執行状況を定期的に把握・評価した上で実施

○上記の端緒の把握にあたっては、公の会議体による議論・検討が必要（現在はデジタル臨時行政調査会作業部会で実施）

○既存法令等の点検・見直しの結果、法改正が必要となった場合は、可能な範囲で一括した対応を行うことで、迅速なアップデートが可能

<検討の方向性>

### ◆既存法令等

技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ、公の会議体による検討を経てデジタル庁が点検



## 論点③ 関係府省との事前の執行調整プロセスの制度化

法令の執行プロセス設計に着手するにあたり、デジタル原則適合性を確保するために手続、システム、体制をどのように最適化すべきか、デジタル庁の呼びかけにより関係省庁等で整理することとしてはどうか。

- 法令等の執行段階においてもエンドツーエンドでデジタル原則への適合性を確保するためには、法令等のルールを確認するだけでなく、具体的な執行プロセスの設計段階において、デジタル原則を念頭に手続、システム及び体制について改めて検討することが不可欠
- デジタル庁の呼びかけで関係府省等が集まり、システム、手続フロー、体制をすりあわせるプロセスを設計・制度化が必要
- 具体的には、システム整備に関する方針である「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」又は「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」（論点①参照）において、関係省庁等の役割分担等を含め当該プロセスについて明確化

### <検討の方向性>

- ◆執行に向けたシステム、手続フロー、体制を事前にすりあわせるプロセスを設計・制度化するため、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」や「デジタル原則への適合性確認等のための具体的な指針」においてプロセスを明確化

# デジタル原則への適合性確認のプロセス化にあたっての工程案

デジタル原則への適合性確認等は新規の取組であるところ、まずは、デジタル庁が主体的に注力して確認する対象のうち令和6年常会提出法律案のうちから確認を試行的に先行して行うこととし、公の会議体を含め確認を担うデジタル庁の体制整備を行うとともに、令和4年度内に取組の詳細設計を実施

